

○在留外国人の安全の確保に向けた総合対策の推進について

令和6年6月6日

道本組企第774号（各部合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
道警察における在留外国人の安全の確保に向けた総合対策については、これまで「在留外国人の安全の確保に向けた総合対策の推進について」（令元． 7． 11道本組第1227号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、近年、在留外国人は増加傾向にあり、令和5年6月末現在の在留外国人数は約322万人となったほか、我が国で就労する外国人についても令和5年10月末現在で約205万人となるなど、いずれも過去最高を記録している。

こうした中、政府においては、外国人材の受入れ・共生のための取組をより強力かつ包括的に推進していく観点から、平成30年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議決定）（以下「総合的対応策」という。）が決定し、以後、改訂を重ねながら内容の充実が図られているところ、直近では、令和5年6月に総合的対応策（令和5年度改訂）（別添2）が取りまとめられ、警察においてもこれに基づき各種具体的施策を実施することとされている。また、「「世界一安全な日本」創造戦略2022」（令和4年12月20日閣議決定）においても、外国人と円滑なコミュニケーションを図り、その安全安心を確保することを通じて、共生を図っていく必要があるとされている。

これらを踏まえ、新たに別添1のとおり「在留外国人の安全の確保に向けた総合対策の基本方針」を策定したので、関係行政機関等と連携し、実効ある対策を推進されたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添 1

在留外国人の安全の確保に向けた総合対策の基本方針

1 目的

在留外国人の安全の確保に向けた総合対策（以下「総合対策」という。）は、在留外国人の実態を踏まえ、外国人コミュニティ（在留外国人が多く集住する地域、在留外国人が多く所属する企業、学校等及び在留外国人が多く集まる繁華街、商業施設等をいう。）を対象として、関係行政機関、住民団体、企業等（以下「関係行政機関等」という。）と協調し、各種警察活動を的確に行うことにより、

① 在留外国人に係る犯罪被害の防止

② 外国人コミュニティへの犯罪組織の浸透の防止等を図ることを目的とする。

2 推進すべき施策

(1) 各種警察活動の推進

警察が行う防犯・交通安全についての広報啓発活動、通訳人との連携等による巡回連絡、110番通報講習、自主防犯団体との合同パトロール、犯罪の取締り、災害対策、テロ対策等の各種活動は、在留外国人に係る犯罪被害の防止や外国人コミュニティへの犯罪組織の浸透の防止等に効果的であることに加え、法の不知による犯罪への加担を防ぐなど、在留外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくとの観点からも効果的である。

また、ライフステージ・ライフサイクルに応じた施策を実施することも効果的である。

各所属は、このような効果を十分認識した上で、外国人コミュニティとの協力関係の構築に努めつつ、各コミュニティの実態に応じた施策を推進する。

(2) 関係行政機関等との連携

各所属は、関係行政機関等に対し、外国人犯罪の状況等に関する情報提供等を行い、関係行政機関等の実施する各種取組に警察として必要な協力を行うなど、関係行政機関等との連携に努める。

(3) 実態把握の推進

各所属は、実施すべき施策の具体的な内容、時期、方法等の選択及び決定が適切に行われるよう、外国人コミュニティの実態把握を着実に推進する。

また、外国人コミュニティの実態は、社会経済状況等の変動に伴って常に変化するものであることから、各所属は部門間連携、関係行政機関等との連携に配意しつつ、外国人コミュニティ及びそのネットワークについて着実に実態把握を推進し、犯罪組織等の浸透の予兆等を把握した場合には、早期に浸透を防止するよう努める。

(4) 違法行為に対する厳正な取締り

各所属は、我が国において在留外国人が安心して生活できるよう、在留外国人の就労等に際して悪質な仲介事業者等が介在することを防ぐため、悪質な仲介事業者等の実態把握に努めるとともに、これを把握した場合は厳正な取締りを行う。

また、関係機関と緊密に連携し、不法滞在事犯、偽装滞在事犯等の取締りを推進する。

3 体制の確立

総合対策の推進には、部門を超えて組織の総合力を発揮することが必要である。

よって、警察本部及び警察署における部門間連携の強化による総合対策の効果的推進を目的として、刑事部長を本対策の責任者に指定する。

4 報告

(1) 警察本部関係所属への報告

警察署長は、2の事項に掲げる施策を実施した場合は、その内容について、警察本部の関係所属（実施した施策に関する事務を所掌する所属をいう。以下同じ。）へ（札幌方面以外の方面の警察署にあっては、当該方面本部の関係所属を経由して）報告すること。

(2) 刑事部長への報告

警察本部及び各方面本部の所属の長は、自所属における2の事項に掲げる施策の実施概要及び警察署から報告を受けた内容について、警察本部組織犯罪対策企画課長を経由して刑事部長へ報告すること。

5 賞揚

刑事部長は、各所属が推進する本施策に係る功労があつた所属又は職員に対しては、積極的な賞揚を行うものとする。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年度改訂）（抄）

令和5年6月9日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

Ⅱ 施策

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

(2) 具体的施策

ア 外国人の目線に立った情報発信の強化

- 安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報（在留手続・労働関係法令・社会保険・防犯・交通安全等）を掲載した「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成し、電子版（16言語版及びやさしい日本語版）をポータルサイトに掲載しているところ、今後も関係省庁連携の下、必要に応じてその内容を拡充する。《施策番号26》
- 外国人向けの行政情報・生活情報の更なる内容の充実と、多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信を進める。《施策番号27》
- 外国人に対する行政・生活情報の提供に当たっては、SNSを利用することも想定した対応を推進する。《施策番号29》
- 外国人が容易に我が国の警察に係る制度、活動等に関する情報を入手できるようにするため、外国語による掲載情報の拡充を図るなど、ウェブサイトに掲載するコンテンツの見直しを継続的に行い、情報発信を強化する。《施策番号31》

イ 外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化

- 多言語自動音声翻訳の利用促進の観点も踏まえ、一元的相談窓口をはじめ、外国人と接する機会の多い行政機関の相談窓口においては、自動翻訳アプリ等を活用しながら、外国人の相談ニーズに適切に対応できる多言語対応を進めるとともに、相談窓口の実情を踏まえ、相談体制の整備・充実について検討し、検討結果を踏まえて順次整備等を図る。《施策番号44》

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

(2) 具体的施策

イ 「青壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援等

- 補導の対象となった外国人少年について、非行を防止するため、日

本人と同様、必要に応じて、保護者等の同意の下、継続補導を実施するとともに、大学生ボランティア等と連携し、学習支援活動や居場所づくり活動等に取り組み、外国人少年の健全育成を図る。《施策番号64》

オ ライフステージに共通する取組

- 関係機関との連携の下、交通安全教育や交通安全についての広報啓発活動等を通じて、外国人の間にも日本の交通ルールに関する知識を普及させることにより、交通事故の防止を図る。

外国人向けの運転免許手続に関する警察庁ウェブサイトの拡充等、広報啓発活動を充実する。

また、外国の運転免許を日本の運転免許に切り替える際に行う知識確認について、やさしい日本語対応のほか、更なる多言語化を進めること、運転免許を新規に取得する際の学科試験において多言語化を進めること等について、地域の実情に応じて対応するよう全都道府県警察に要請する。

あわせて、外国語の問題例について警察庁で作成する。

さらに、偽造運転免許証を用いた日本の運転免許証の不正取得事案を防止するため、外国の運転免許制度に係る情報収集を強化する。《施策番号113》

- 外国人からの110番通報に迅速・的確に対応できるよう、全都道府県警察において整備している三者通話システムの活用を推進するとともに、事件・事故等の現場における外国人との円滑なコミュニケーションを支援するため、多言語翻訳機能を有する装備資機材を活用する。また、外国語による対応が可能な職員の配置や語学研修等の教養の実施に引き続き努めるほか、遺失届・拾得物の受理時等の各種手続に係る外国語による対応の促進を引き続き図る。さらに、外国人が刑事手続の当事者となった場合において、引き続き、適切な通訳の確保を図る。《施策番号114》
- 通訳人を同行した巡回連絡の実施、外国人に対する110番通報講習や防犯教室の開催、自主防犯団体との合同パトロールの実施等防犯対策の充実を図り、関係行政機関等とも連携しつつ、外国人が犯罪被害者となることや外国人コミュニティ等に対する犯罪組織の浸透の防止等を図る。《施策番号115》

4 外国人材の円滑かつ適正な受入れ

(2) 具体的施策

イ 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等

- 特定技能制度における新たな分野追加については、当該分野での人出不足状況が深刻であること、当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要であることを前提に、適切な検討を行う。

特定技能2号については、現在、対象となっている建設及び造船・舶用工業の2分野において、特定技能2号試験についての検討や実施を推進する。また、特定技能1号に係る12の特定産業分野のうち、既に対象となっている2分野及び介護分野を除く9分野については、制度所管省庁及び分野所管省庁において、特定技能2号に追加するとともに、分野所管省庁において、令和6年度（2024年度）以降、特定技能1号の在留の上限である5年を迎える1号特定技能外国人がいることを踏まえ、計画的に試験等を実施するなどし、同外国人が特定技能2号に円滑に移行できるよう制度を適切に整備・運用する。

技能実習制度及び特定技能制度は、法律に基づく検討の時期に差し掛かっていることから、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下に設置された「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」において、令和4年（2022年）12月から、両制度の在り方について議論が重ねられ、令和5年（2023年）5月11日、議論を取りまとめた中間報告書が関係閣僚会議に提出された。中間報告書では、深刻な人手不足状況を踏まえ、外国人との共生を実現する社会の姿を念頭に置き、その人権に配慮しつつ、我が国の産業及び経済並びに地域社会を共に支える一員として適正な受入れを図ることにより、外国人が能力を最大限に発揮できる多様性に富んだ活力のある社会を実現するとともに、深刻な人出不足の緩和にも寄与するものとする観点から、両制度が直面する様々な課題を解決した上で国際的にも理解が得られるものとなるよう検討の方向性が示されてる。

両制度の在り方を検討するに当たっては、日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会の実現を目指し、両制度を外国人がキャリアアップしつつ国内で就労し活躍できるわかりやすいものとするとともに、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立たなければならない。以上のことから、法務省及び厚生労働省は、中間報告書を踏まえ、その他の制度所管省庁及び分野所管省庁と連携し、以下のとおり検討することとし、さらに今後、有識者会議において取りまとめられる予定の最終報告書等も踏まえ、制度の

具体化に向けて取り組む。

- ・ 制度目的と実態を踏まえた制度の在り方について

現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消して人材確保と人材育成を目的とした新たな制度を創設するとともに、特定技能制度は、深刻な人手不足に対応するため、制度を見直して適正化を図った上で新たな制度との調和を図りつつ、引き続き活用していく方向で検討する。

- ・ 外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度(キャリアパス)の構築(両制度の対象職種の在り方を含む。)について

外国人がキャリアアップしつつ国内で就労し活躍できるわかりやすい制度とする観点から、新たな制度から特定技能制度への移行が円滑なものとなるよう、その対象職種や分野を一致させる方向で検討する。

- ・ 受入れ見込数の設定等の在り方(特定技能制度における現行の取扱いを含む。)について

新たな制度と特定技能制度において、生産性向上や国内人材確保のための取組状況の確認、受入れ見込数の設定、対象分野の設定等の在り方は、例えば労使団体などの様々な関係者の意見やエビデンスを踏まえつつ判断がされる仕組みとするなど透明性や予見可能性を高める方向で検討する。

- ・ 転籍の在り方について

新たな制度においては、人材育成に由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置付けることから、制度趣旨及び対象となる外国人の保護を図る観点に立って、従来よりも転籍制限を緩和する方向で検討する。その際、受入れ企業等における人材育成に要する期間、来日時のコストや人材育成に掛かるコスト等の様々な観点に留意する。

- ・ 管理監督や支援体制の在り方について

人権侵害等を防止・是正できない監理団体や外国人に対する支援を適切に行えない登録支援機関は厳しく適正化又は排除し、優良な団体等のみが認められるようにするため、その要件の厳格化などにより適正化を図る。そうした要件は、新規の団体等の審査にも適用する。また、優良な団体等にはインセンティブを与える方向で検討する。

外国人技能実習機構は、その役割に応じた体制を整備した上で引

き続き活用する方向で検討する。

過大な手数料の徴収の防止や悪質な送出機関の排除や送出機関の適正化に向けて、新たな制度においても、相手国との間で実効的な二国間取決め（MOC）を作成するなど、外国人材の適正な受入れに関する国際的な取組を強化する方向で検討する。

- ・ 外国人の日本語能力の向上に向けた取組について

就労開始前の日本語能力の担保方策及び来日後に日本語能力が段階的に向上する仕組みを設ける方向で検討する。

《施策番号137》

ウ 悪質な仲介事業者等の排除

- 「特定技能」の在留資格について、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書を作成した国について、制度の運用状況等を踏まえ、当該国との情報連携及び協議を着実に進めるとともに、必要に応じ、政府間文書の内容の見直しを行う。また、かかる政府間文書の作成に至っていない国であって送出しが想定されるものとの間では、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を引き続き進める。《施策番号143》

- 法務省、厚生労働省、警察、文部科学省及び外務省は、必要に応じ、技能実習生・特定技能外国人等からの聴取、関係団体からの報告、実習実施者・受入れ機関等に対する立入検査、送出国政府からの情報提供等を通じて国内外の悪質な仲介事業者等の存在を把握したときは、その情報を相互に提供するとともに、外国人技能実習機構に提供する。《施策番号146》

- 法務省、厚生労働省、警察、文部科学省、外務省及び外国人技能実習機構は、技能実習生、特定技能外国人、留学生等の受入れに係る外国の悪質な仲介事業者等に関する情報を把握したときは、必要に応じ、当該国の政府に対し、その情報を提供し、当該仲介事業者等に対し厳正な処分がなされるべきことについて申入れ等を行うとともに、その情報を相互に提供する。

法務省、厚生労働省及び外務省は、国内外の悪質な仲介事業者等に関する情報提供を得たときは、当該仲介事業者等を排除するため、当該情報を所管法令に基づく調査や査証審査に活用する。また、法務省及び厚生労働省において、技能実習生については関係する監理団体等に対し、特定技能外国人等については国内にいる当該仲介事業者等又はその関係者に対し、それぞれ、悪質な場合は法令に基づいて適正に

行政処分を行う。さらに、必要に応じ、捜査機関において犯罪捜査を行うなど適切に対処するとともに、これらの取組の状況等を白書等により定期的に公表する。《施策番号147》

5 共生社会の基盤整備に向けた取組

(2) 具体的施策

ア 共生社会の実現に向けた意識醸成

- 政府全体としての「外国人労働者問題啓発月間」（毎年6月）において、関係省庁が緊密な連携を図りつつ外国人労働者問題に関する啓発活動等を行う。《施策番号157》

カ 共生社会の基盤としての在留管理体制の構築

②留学生の在籍管理の徹底

- 検挙された留学生について、その通っている日本語教育機関が判明した場合に、警察庁が法務省及び外務省に対して当該日本語教育機関の情報を提供し、法務省において当該情報を日本語教育機関に対する調査等に活用するとともに、外務省において査証審査に活用する取組を更に推進する。外務省は、査証審査等による判明した、要件を満たさない留学生に係る日本語教育機関の情報を法務省等に提供し、法務省は、当該情報を日本語教育機関に対する調査等に活用する。《施策番号197》

③技能実習制度の更なる適正化

- 実習実施者について賃金不払等の労働関係法令違反が認められた場合には、法務省、厚生労働省及び外国人技能実習機構が連携の上、実習実施者・監理団体等に対する指導助言、立入検査、改善命令等の措置を講ずるほか、悪質な場合は、実習実施者及び監理団体に対し、許可の取消し等の処分を行う。労働関係法令違反の疑いについては、法務省から厚生労働省への通報により、労働基準法等に基づく監督指導等を行い、賃金の不払等の違反があれば是正を図らせる。加えて、法務省、厚生労働省及び外国人技能実習機構は、必要に応じ、関係行政機関に対して情報提供や告発等を行い、関係行政機関においては、法令に基づいて適切に対処する。こうした取組の状況等については、白書等を通じて定期的に公表する。《施策番号204》

④不法滞在者等への対策強化

- 法務省は、摘発体制の整備を図るとともに、関係機関との協力関係を強化し、情報共有の緊密化・迅速化を図ることにより、一層の摘発

を行う。また、インターネット上における不法就労先の斡旋、偽変造在留カードの売買等、退去強制事由に該当する情報や令和3年（2021年）3月からオンラインで得られるようになった外国人雇用状況届出情報をはじめ、デジタル化が進む社会の状況に応じて、情報の収集・分析機能を強化することにより、効果的かつ効率的な摘発を行う。

不法滞在事犯、偽装滞在事犯等の取締りの推進のため、地方出入国在留管理官署は、警察や地方労働局等の関係機関との協力関係を強化し、緊密な情報共有を行うとともに、収集した情報の分析を強化することにより、効果的かつ効率的な摘発の推進に努める。また、不法滞在事犯、偽装滞在事犯及び不法就労助長事犯に関与する仲介事業者及び雇用主を積極的に摘発するなど、悪質な仲介事業者及び雇用主に対して厳格な対応を行う。さらに、不法就労等の防止、不法滞在者の地方出入国在留管理官署への自主的な出頭の促進等に向けた広報・啓発活動及び指導を積極的に実施する。《施策番号210》